

(別添資料)

児童館 安全計画

1. 安全点検

(1) 施設・設備の安全点検

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
重点点検箇所	避難方法・経路確認	遊具点検	非常袋点検 AED 点検	非常口点検	消防用設備保守点検 (機器点検)	転倒防止の点検
月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
重点点検箇所	消火器点検	遊具点検	非常放送点検 AED 点検	非常通報設備点検	消防用設備点検 (機器・総合点検)	遊具点検

(2) マニュアル（指針）の策定・共有

分野	策定期期	見直し（再点検）予定時期	掲示・管理場所
事故防止マニュアル（指針）	令和 6 年 3 月	令和 7 年 3 月	事務所
☐ おやつ・食事	年 月 日	年 月 日	
☐ 事業所以外での活動	年 月 日	年 月 日	
☐ バス送迎（※実施している場合のみ）	年 月 日	年 月 日	
☐ 降雪（※必要に応じ策定）	年 月 日	年 月 日	
防災マニュアル（指針）*	令和 6 年 3 月	令和 7 年 3 月	事務所
救急対応時マニュアル（指針）*	令和 6 年 3 月	令和 7 年 3 月	事務所
防犯（不審者対応時）マニュアル（指針）*	令和 6 年 3 月	令和 7 年 3 月	事務所
感染症対応マニュアル（指針）	令和 6 年 3 月	令和 7 年 3 月	事務所

* 110 番、119 番対応を含む

2. 児童・保護者に対する安全教育等

(1) 児童への安全教育（安全学習）

	4～8月	9～12月	1～3月
就学前児童	・玩具・遊具の安全な使用方法	・避難訓練の参加 ・避難経路の確認	・避難訓練の参加 ・避難経路の確認
小・中・高校生 世代	・避難訓練の参加 ・避難経路の確認 ・来館・帰宅時の安全管理	・来館・帰宅時の安全管理	・防犯対策

(2) 保護者への周知・共有

・避難経路の館内掲示 ・安全策定のホームページ掲載

3. 訓練・研修

(1) 避難訓練等

設備運営基準第6条第2項の規定に基づき定期的に実施する避難及び消火に対する訓練

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
テーマ・ 取組	マニュアル作成（災害時の職員の役割分担、避難経路の確認）		不審者対応訓練			避難訓練 （地震・火災）
参加 予定者	職員		職員・来館者			職員・来館者
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
テーマ・ 取組		消火訓練 119番通報訓練		マニュアルの見直し	津波対応訓練	
参加 予定者		職員・来館者・消防課		職員	職員・来館者	

(2) その他訓練

訓練内容	実施予定時期 （時期と回数を記載）	参加予定者
119番通報訓練	年1回	職員・消防課
救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）	年1回	職員
不審者対応訓練（110番通報訓練等）	年1回	職員・来館者
来所・帰宅時における非常時対応訓練	年1回	職員
その他（送迎バスにおける見落とし防止等）		

(3) 職員への研修・講習

4～8月	9～12月	1～3月
A E D・救急救命講習	おう吐物処理	危機管理マニュアル確認

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体や児童が通う学校が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらず記載する

地域防災訓練（8月）

4. 再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析の方法等）

毎月の職員打ち合わせ時に、各職員から怪我など事例を聞き取り、要因を分析のうえ対応策を検討する。

児童館が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期

実施時期	取組内容
年度開始前 ※取組が不十分の場合は 速やかに	・事業所・施設内外の安全点検に関する年間スケジュールを定める ・リスクが高い局面や緊急時の行動マニュアルを策定（見直し）し、児童館職員間に共有、必要に応じ、掲示すること ・各種訓練（災害・救急対応・不審者対応・119番通報等）の実施に関する年間スケジュールを定める ・自治体等が実施する年間の研修を把握し、参加スケジュールを確認する ・中途採用者等のための研修機会確保のため、オンライン研修等の手段をあらかじめ把握する ・保護者に事業所・施設での安全対策を共有するとともに、家庭内での安全教育の実施を依頼する ・児童への交通安全を含む安全指導のため、地域の関係機関とも連携し、年齢や学年別の指導方法を定める ・特に新小学一年生に対する来所・帰宅時における安全教育や非常時対応に関する指導内容を定める
7月頃	・夏季休業中のマニュアルを職員に再周知・共有するとともに、必要に応じてマニュアルを見直す
11月頃	・降雪時等の屋外での活用のマニュアルを職員に再周知・共有するとともに、必要に応じてマニュアルを見直す ・冬季における来所・帰宅時における安全教育や非常事態対応に関する指導内容を再確認する
随時 ※職員の採用時又は 児童館利用児童の来館時	・中途採用者等にオンライン研修等の受講機会を設ける ・保護者に事業所での安全対策を共有するとともに、家庭内での安全教育の実施を依頼する（再掲）
事故発生時 ※ヒヤリ・ハット事案含む	・発生した事案の分析と再発防止策を検討し、安全点検やマニュアルに反映するとともに、児童館職員や保護者に周知する